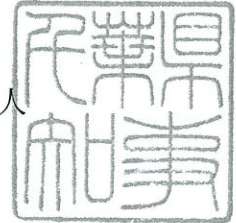


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県鴨川市平塚2717番地
氏 名 株式会社日美産業
代表取締役 山本 隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和7年6月5日

許可の有効年月日 令和12年3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮梱包による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 木くず、(イ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、

(ロ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、(ハ) がれき類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮梱包による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 繊維くず
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

(続 く)

この写は原本と相違ありません

千葉県鴨川市平塚2717

株式会社 日美産業

TEL 04-7098-064



(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。
- (2) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (3) 木くずの破碎施設（第2022-2-520号）については、産業廃棄物処分業許可申請書に添付された「全体機器配置計画図」に示されている破碎機の設置位置以外の場所で、産業廃棄物の処理を行わないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年 7 月14日 新規許可

令和 7 年 6 月 5 日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙 1

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処 理 能 力 又 は 保 管 量 (設 置 年 月 日)	数 量	設 置 場 所
木くずの破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (令和4年10月5日、 第2022-2-520号)		木くず 268.4 t/日 (33.55 t/時×8時間) (令和4年12月23日)	1	千葉県鴨川市平塚 字長谷 2687番9 の一部、 字奥2704番1 の一部、 字奥2704番4 の一部
木くずの破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成13年11月9日、 第13-5-1-80号)		木くず 8 t/日 (1 t/時×8時間) (平成14年10月21日)	1	
がれき類、ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁器く ず、金属くずの破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2) (平成13年11月9日、 第13-5-1-81号)		がれき類 188 t/日 (23.5 t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 75 t/日 (9.4 t/時×8時間) 金属くず 44 t/日 (5.5 t/時×8時間) (平成14年10月21日)	1	
蛍光ランプの破碎施設		蛍光ランプ 6 t/日 (0.75 t/時×8時間) (平成14年10月21日)	1	
圧 縮 梱 包 施 設		廃プラスチック類 3.6 t/日 (0.45 t/時×8時間) 紙くず 2.4 t/日 (0.3 t/時×8時間) 繊維くず 1.6 t/日 (0.2 t/時×8時間) (平成14年10月21日)	1	
処 理 前 物 保 管 施 設	木 く ず	20 m ² 22 m ³	1	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	6.2 m ² 7.9 m ³	1	
	が れ き 類 (金属くずを含む。)	7.8 m ² 9.9 m ³	1	
	廃プラスチック類	60 m ² 118 m ³	1	
	金 属 く ず	6.4 m ² 8.8 m ³	1	
	蛍 光 ラ ン プ	2.4 m ² 2.9 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処 理 能 力 又 は 保 管 量 (設 置 年 月 日)	数 量	設 置 場 所
処 理 前 物 保 管 施 設	繊 維 く ず (畳)	6. 0 m ² 5. 8 m ³	1	千葉県鴨川市平塚 字長谷 2687番9 の一部、 字奥2704番1 の一部、 字奥2704番4 の一部
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず (石 膏 ボ ー ド)	6. 5 m ² 8. 9 m ³	1	
	紙 く ず	3. 9 m ² 2. 9 m ³	1	
	繊 維 く ず	2. 3 m ² 2. 6 m ³	1	
	木くず、ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁器 くず、がれき類、 廃プラスチック類、 紙くず、繊維くず、 石膏ボード、金属くず (単 品 に 限 る 。)	20 m ² 16 m ³	1	
	木 く ず (チ ッ プ)	55 m ² 144 m ³	1	
	木 く ず (お が)	39 m ² 74 m ³	1	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず (石 膏 ボ ー ド)	8. 0 m ² 16 m ³	1	
後 物 保 管 施 設	が れ き 類	8. 0 m ² 11 m ³	1	
	蛍 光 ラ ン プ	5. 0 m ² 4. 0 m ³	1	
	紙 く ず	4. 1 m ² 4. 3 m ³	1	
	繊 維 く ず	2. 1 m ² 2. 6 m ³	1	
	金 属 く ず	5. 0 m ² 4. 0 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 後 物 保 管 施 設	木くず、ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁器 くず、がれき類、 廃プラスチック類、 紙くず、繊維くず、 石膏ボード、金属くず (単品に限る。)	33 m ² 24 m ³	1	千葉県鴨川市平塚 字長谷 2687番9 の一部、 字奥2704番1 の一部、 字奥2704番4 の一部
	廃プラスチック類	13 m ² 25 m ³	1	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	6.5 m ² 8.9 m ³	1	

(以下余白)

